

# 小規模多機能型居宅介護「みどりの樹」運営規程

## (目的)

第1条 規程は、医療法人財団緑秀会が運営する指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 本事業所は、要介護について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## (運営方針)

第3条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものにする。

- 2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3、利用者およびその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## (事業所の名称および所在地)

第4条 本事業所の名称は小規模多機能型居宅介護「みどりの樹」とする。

所在地：東京都西東京市東町二丁目2番6号

## (職員の員数および勤務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一、 管理者 1名（常勤職員 介護職兼務）  
管理者は、業務の管理および職員等の管理を一元的に行う。
- 二、 計画作成担当者 1名（常勤職員 介護職兼務）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。
- 三、 看護職員 1名（非常勤職員）  
看護従事者、利用者に対し必要な看護および支援を行う。
- 四、 介護職員 利用者3名に対して介護職員1名以上、訪問員1名、夜勤者1名  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護および支援を行う。

(利用定員)

第6条 本事業所における登録定員は29名とする。

- 一、 通いサービスを提供する定員は18名とする(一日当たり)
- 二、 宿泊サービスを提供する定員は7名とする(一日当たり)

(介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- 一、 小規模多機能型居宅介護への送迎
- 二、 日常生活上の世話、入浴、排せつ、食事、着替え等の介護
- 三、 日常生活の中での機能訓練、レクリエーション活動
- 四、 ご自宅への訪問による、排せつや日常生活の相談、援助
- 五、 医療連携体制による支援

(介護計画の作成)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、個別に小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護計画」という)を作成する。

- 2、 介護計画の作成、変更には、利用者および家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3、 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料金等)

第9条 本事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- 一、 食費 朝食¥400 昼食¥600 夕食¥600 おやつ¥150
- 二、 共益費 ¥300
- 三、 宿泊費 ¥3,000
- 四、 洗濯費等 洗濯代¥450 おむつ代¥150 リハビリパンツ¥120  
パット大¥100 パット中¥70 パット小¥50
- 五、 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用。利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替等によって指定期日までに受けるものとする。

(小規模多機能型居宅介護のご利用にあたっての留意事項)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護の対象者は、介護認定を受けた者であり、かつ下記の各号を満たす者であること。

- 一、 感染症がなく、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二、 自傷他害の恐れがないこと。
- 三、 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2、 利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、小規模多機能型居宅介護の利用を中止して頂く場合がある。

- 3、 利用の中止に際しては利用者および家族の意向を踏まえた上で、他サービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、中止に必要な援助を行うよう関係機関と連携して円滑に中止ができるよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2、従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 事業者は利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害賠償を行う。

- 2、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な処置を講じる。

(非常災害対策等)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等の適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難誘導等の指揮をとる。

- 2、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練をおこなう。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、 採用時研修・・・採用後 1 ヶ月以内
- 二、 経験に応じた研修・・・随時
- 2、事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人財団緑秀会と事業所の管理者が定めるものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

第 18 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一、虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待防止の為の指針を整備する。
- 三、従業者に対して、虐待防止の為の研修を定期的開催するために、研修計画を定める。
- 四、虐待防止の為の措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - 2、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(身体的拘束等の適正化に向けた取り組み)

第 19 条 事業所は指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たって、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

- 2、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という）、その他必要な事項を記録する。
- 3、事業所は身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者又はその家族に、身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りではない。
- 4、事業所は、前項ただし書の規定により事前説明を行わなかった場合には、身体的拘束等を行った後、速やかに利用者又はその家族に身体的拘束等の様態を説明しなければならない。
- 5、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
  - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

付則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

- |    |                  |                      |                             |
|----|------------------|----------------------|-----------------------------|
| 改訂 | 平成 26 年 1 月 23 日 | 第 5 条                | 職員の員数の変更に伴う見直し              |
| 改訂 | 平成 27 年 3 月 10 日 | 第 5 条                | 計画作成担当者増及び職員数変更に伴う見直し       |
| 改訂 | 平成 27 年 4 月 1 日  | 第 6 条                | 介護保険法改訂による利用定員の変更 25 名→29 名 |
| 改訂 | 平成 27 年 4 月 27 日 | 第 5 条、第 9 条          | 職員の員数及び洗濯代等の追加による見直し        |
| 改訂 | 平成 28 年 4 月 1 日  | 第 5 条                | 管理者兼任内容変更及び職員数変更に伴う見直し      |
| 改訂 | 平成 28 年 6 月 17 日 | 第 6 条                | 介護保険法改訂による利用定員の変更届提出        |
| 改訂 | 平成 29 年 8 月 1 日  | 第 5 条                | 管理者変更に伴う兼任内容及び職員数変更         |
|    |                  | 第 6 条                | 宿泊サービス利用定員変更 (9 名→8 名)      |
| 改訂 | 令和 5 年 11 月 14 日 | 第 5 条                | 職員の員数および勤務内容に変更             |
|    |                  | 第 9 条                | 利用料金等の変更                    |
| 改訂 | 令和 6 年 4 月 17 日  | 第 6 条                | 宿泊サービス利用定員変更 (8 名→7 名)      |
| 改訂 | 令和 6 年 7 月 1 日   | 第 18 条、第 19 条、第 20 条 | 施行                          |